

人間の安全保障に関する国連事務総長報告の概要

2012年5月1日

地球規模課題総括課

1. 本報告書は、国連総会決議 64/291 に従い発出されたもの。同報告書では、事務総長に対し、人間の安全保障の概念に関し、あり得べき定義も含め、加盟国の意見を求め、総会第 66 会期に報告書を提出するよう要請していた。今般発出された報告書では、加盟国の意見をまとめ、人間の安全保障に関する共通理解の醸成に向けて鍵となる要素を示し、加盟国の意見に基づく人間の安全保障の共通理解を提案している。加えて、人間の安全保障の適用が国連の活動に付加価値を与える分野を検討し、加盟国による検討のための提言を行っている。
2. 第 1 章においては、人間の安全保障は、政府が国民の生存、生計、尊厳を確保する一義的役割を担うという理解に基づくこと、また政府による、広範かつ分野横断的な脅威の特定を補助する非常に貴重なツールであることを記述。
3. 第 2 章においては、2005 年国連首脳会合成果文書パラ 143 や、国連総会における取組として、2008 年 5 月及び 2011 年 4 月の人間の安全保障に関する非公式討論、2010 年 5 月のパネルディスカッション、及び人間の安全保障に関する事務総長報告 (A/64/701) に関する公式討論などを挙げつつ、人間の安全保障の定義づけに向けた議論の流れを記述。
4. 第 3 章においては、人間の安全保障は、様々な脅威に対する人々の生存、生計及びや尊厳の確保を目的とし、人々の生活にとって根本的に重要な自由の普遍性と相互依存性を強調するものとして記述。また、人間の安全保障は国連憲章の理念により導かれ、国家の安全保障と相互依存的・相互補完的であることを指摘。また、国やコミュニティの実情を考慮に入れた問題解決策の検討を強化し、あくまで国家のオーナーシップに基づくと指摘。さらに、政府や地域・国際機関、地域住民や市民社会といった多様なステークホルダーのネットワークの比較優位を活かし、相乗効果やパートナーシップを創出することを促進するダイナミックな枠組みを提供すると指摘。
5. 第 4 章においては、人間の安全保障は武力による威嚇または武力行使を想定せず、国家主権、領土保全、内政不干涉原則といった国連憲章の目的と理念を尊重して実践されることを指摘。また、特定の深刻な人道危機への対処である「保護する責任」とは異なる概念であることを指摘。
6. 第 5 章においては、国や地域、時代によって脅威に差異があるという認識の下、人間の安全保障の適用によって、人々のニーズを特定し脅威の背景にある根本的な原因に包括的に対処できるため、迅速で具体的な成果を得られると指摘。また、保護と能力強化を両輪とする政策枠組みを強化することに人間の安全保障の強みがあると指摘。第 6 章では、個々の政

府のコントロールを超えた脅威に対応するため、多様なアクターの協力が求められていると指摘。

7. 第7章では、加盟国の検討のため、以下のとおり人間の安全保障の共通理解を提起。
 - a. 人々が自由と尊厳の内に生存し、貧困と絶望から免れて生きる権利を支持する。
 - b. 保護する責任とは異なる。
 - c. 武力による威嚇または武力行使を想定せず、国連憲章の目的と理念を尊重して実践され、国家に追加的な法的義務を課すものではない。
 - d. 国家の安全保障に代わるものではなく、相互に依存し合う。
 - e. すべての人々、特に最も脆弱な人々の生存、生計、尊厳の確保を目的とする。
 - f. 途上国・先進国に関わらず、危機に直面するすべての人々に適応可能な、人々の生活にとって根本的に重要な自由の普遍性を強調する。
 - g. 平和、開発及び人権の相互関連性を認識し、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を等しく考慮に入れ、多元的かつ包括的に脅威に対処する。
 - h. 個人やコミュニティの保護と能力強化に資する、人間中心の、包括的で、文脈に応じた、予防的な対応を求める。
 - j. 人間の安全保障は、現在の危機の影響を緩和し、可能な場合には将来の危機発生を予防する行動を通じて実現される。
 - k. 政治的、経済的、社会的、文化的差異を認識し、国家のオーナーシップによる対応を促進し、人々と政府にとって迅速で具体的な利益をもたらす。
 - l. 政府は市民の生存、生計、尊厳を確保する上で一義的な役割を維持し、国際社会は政府の求めに応じ、危機への対処能力の強化に必要な援助を提供し補完する責任を負う。
 - m. 人間の安全保障は、多様なアクター間の連携とパートナーシップを通じた、一貫し、かつ包括的な手法をもって、広範に渡るかつ分野横断的な危機に対処するための、ダイナミックかつ実践的な政策枠組みである。

8. 第8章においては、国連の活動のうち4分野（A. 気候変動と気候に関連する危険、B. 紛争後の平和構築、C. 世界的な金融・経済危機とMDGs、D. 保健と人間の安全保障）を取り上げ、各分野の現状と課題、それに対する人間の安全保障の有用性を説明。

9. 第9章においては、国連人間の安全保障基金の活動を取り上げ、その概要を述べるとともに、危機への対処に価値あるツールを提供できると指摘。

10. 第10章においては、国連の活動における人間の安全保障の主流化により、今日の課題がもたらす人的、財政的、環境的負担を削減できると指摘し、国連総会に以下を要請。
 - a. 本報告書を検討し、報告書第7章に示された人間の安全保障に関する共通理解に合意すること
 - b. 国連の活動において人間の安全保障の適用を支持し、国連の取組において人間の安全

保障を最大限に適用する方策を、国連システムの他の組織と議論すること

- c. 人間の安全保障基金を活用した案件から得られた教訓に留意し、国家及び地方レベルで人間の安全保障の適用を拡大すること
- d. 加盟国に対し、人間の安全保障基金の取組への財政的支援を促すこと
- e. 国連の取組における人間の安全保障の適用についての進捗状況や、得られた教訓に関して、国連事務総長が総会に対して隔年で報告することを要請すること